

フラット35子育て支援型

×

大阪市 新婚・子育て世帯向け
分譲住宅購入融資利子補給制度2018年4月2日
受付開始

フラット35をご利用のお客様で次の要件を全て満たす方については、フラット35の借入金利を当初5年間年0.25%引き下げる【フラット35】子育て支援型をご利用いただけます。

- 大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度の要件に該当する方のうち

✓ **40歳未満**(※) の ✓ **子育て世帯** で ✓ **中古住宅を購入** する方

※ 利子補給制度の申込者又はその配偶者のいずれかが、利子補給制度申込日時点で満40歳未満であることをいいます。

- フラット35子育て支援型利用対象証明印のある「登録通知書」が発行される方

ポイント

フラット35子育て支援型はフラット35Sによる金利の引き下げ(※)と併用することができます。

※ フラット35Sとは、長期優良住宅等、質の高い住宅を取得する場合にフラット35の借入金利を金利Aプランは当初10年間、金利Bプランは当初5年間、年0.25%引き下げる制度です。

子育て支援型とフラット35Sの併用	フラット35S	
	Aプラン	Bプラン
借入期間		
当初5年	△0.6%	△0.5%
6～10年目	△0.25%	-
11年目以降	-	-

【ご注意ください!】

フラット35子育て支援型による当初5年間 年0.25%の金利引き下げの適用を受けるためには、利用申請の翌月末頃に大阪市から発行される「フラット35子育て支援型利用対象証明」(※)の写しをフラット35申込金融機関に提出いただく必要があります。

フラット35のローン契約は上記利用対象証明の金融機関提出後となりますので、お引き渡しのスケジュール等に影響がないか事前に十分ご確認ください。

※利子補給制度の「登録通知書」に、フラット35子育て支援型の利用対象であることを証する印を押印したものが発行されます。

要件確認フロー

大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度の申込資格に該当している(※)

※大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度の詳細については大阪市ホームページ等でご確認ください。

利子補給制度申込日時点で、同一世帯に**小学校6年生以下の子ども**(利子補給制度申込者又はその配偶者と親子関係にあること)の**いる世帯**である

はい

利子補給制度の申込者又はその配偶者の**いずれかの年齢が利子補給制度申込日時点で満40歳未満**である

はい

購入する住宅がフラット35の対象となる**中古住宅**である

はい

フラット35子育て支援型利用申請要件を満たしている

いいえ

いいえ

いいえ

フラット35子育て支援型
利用申請要件を満たさない

フラット35子育て支援型及びフラット35Sは平成31年3月31日までの申込み受付分に適用となります。(予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト(<https://www.flat35.com>)でお知らせします。

フラット35子育て支援型ご利用の流れ (※)

※物件検査（適合証明申請・適合証明書の交付）が別途必要です。
物件検査合格後に交付される「適合証明書」を取扱金融機関にご提出いただきます。

フラット35申込み

取扱金融機関へフラット35の借入申込みをします。

審査結果のお知らせ

利子補給制度の申込みにあたっては、融資承認済みのフラット35申込書の写しが必要です。

大阪市利子補給制度申込み

同時にお申込みいただきます

フラット35子育て支援型利用申請

利子補給制度の申込みと合わせてフラット35子育て支援型利用申請をします。

利子補給制度申込に必要な書類の他、次の書類を提出します。

- フラット35子育て支援型利用申請書
- フラット35子育て支援型要件等確認チェックシート
- 建物の登記事項証明書・登記簿謄本の原本（発行後3か月以内のもの）

制度申込み月の翌月末頃

登録通知書の送付



大阪市から「フラット35子育て支援型利用対象証明」の印のある「登録通知書」が発行されます。

登録通知書をフラット35取扱金融機関へ提出

「フラット35子育て支援型利用対象証明」の印のある「登録通知書」（写し）を取扱金融機関へ提出します。これにより金利引き下げの対象であることを金融機関が確認します。

フラット35のローン契約

資金のお受け取り

大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度の詳細については大阪市ホームページ等でご確認ください。
<http://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000110240.html>

■フラット35に関する問い合わせ先

住宅金融支援機構近畿支店
地域営業第一グループ
電話 06-6281-9261

■大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度に関する問い合わせ先

大阪市都市整備局 住宅支援受付窓口
電話 06-6356-0805